## 《時間外労働及び休日労働に関する協定届（例）（様式９号の３の５）（限度時間を超える場合（特別条項）＊１記載例》

様式第９号の３の５（第 70 条関係）

時間外労働
休日労働　に関する協定届（特別条項）

| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | | 業務の種類 | 労働者数（満 18 歳以上の者） | 1日（任意）延長することができる時間数：法定労働時間を超える時間数 | 1日（任意）延長することができる時間数：所定労働時間を超える時間数（任意） | 1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については 100 時間未満に限る。）：限度時間を超えて労働させることができる回数（①については６回以内、②については任意。） | 1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数：法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数：所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意） | 1箇月：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 1年（時間外労働のみの時間数。①については 720 時間以内、②については 960 時間以内に限る。）起算日（年月日）○○○○年○月○日：延長することができる時間数：法定労働時間を超える時間数 | 1年：延長することができる時間数：所定労働時間を超える時間数（任意） | 1年：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①下記②以外の者 | 別添協定書記載のとおり | 運行管理者 | ３人 | ７時間 | 7.5 時間 | ４回 | 60 時間 | 70 時間 | 35% | 550 時間 | 670 時間 | 35% |
| | 同上 | 経理事務員 | ５人 | ６時間 | 6.5 時間 | ３回 | 55 時間 | 65 時間 | 35% | 450 時間 | 570 時間 | 35% |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| ②自動車の運転の業務に従事する労働者 | 別添協定書記載のとおり | 自動車運転者（トラック） | 20 人 | ６時間 | 6.5 時間 | ８回 | 75 時間 | 85 時間 | 35% | 750 時間 | 870 時間 | 35% |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | 労働者代表者に対する事前申し入れ | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | （該当する番号）①、⑥、⑩ | （具体的内容）対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催 |

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。 ☑（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　○○○○　年　３　月　12　日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名　経理担当事務員　氏名　山田　花子　（又は　○○運輸労働組合）

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☑（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑（チェックボックスに要チェック）

○○○○　年　３　月　15　日

使用者　職名　代表取締役　氏名　田中　太郎

○　○　　労働基準監督署長殿

※１　様式９号の３の５は、限度時間内の時間外労働についての届出書（１枚目）と限度時間を超える時間外労働についての届出書（２枚目）の２枚の記載が必要です。１枚目の記載は、Ｐ 117 の記載例を参照ください。

※２　限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

①医師による面接指導　②深夜業（22 時～５時）の回数制限　③終業から始業までの休息期間の確保（勤務間インターバル）　④代償休日・特別な休暇の付与　⑤健康診断　⑥連続休暇の取得　⑦心とからだの相談窓口の設置　⑧配置転換　⑨産業医等による助言・指導や保健指導　⑩その他